平成２３年（フ）第１０３号
宮城県大崎市古川北稲葉１丁目２番50号
破産者　有限会社門間油店
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１１９１号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1434―３レオパレスコゥジィーコート102号室、商業登記簿上の本店所在地神奈川県茅ヶ崎市矢畑733番地２―706号
破産者　株式会社コミーダ
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
金沢市高尾台１丁目442番地、従前の本店所在地金沢市泉野出町４丁目６番４号
破産者　サカ・テクノマーケティング株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３３号
兵庫県加東市下久米33番地
破産者　有限会社アダチモータース
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第６８号
松江市下東川津町158番地１
破産者　有限会社東部水道
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８０号
宮崎県都城市梅北町1829番地
破産者　押川産業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２４年（フ）第５９号
新潟県加茂市新栄町16番13号　コーポメゾン091―２―７
破産者　平田真由美
平成24年12月３日　新潟地方裁判所三条支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第３０４号
千葉県野田市西三ケ尾484番地の131、開始決定時の住所千葉県野田市瀬戸179番地の15
破産者　石山　恵子
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７９号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目19番３―506号パールハイム若葉、前住所埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目25番102号
破産者　嶋崎誠一郎
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第５１６０号
東京都品川区東五反田５丁目23番４号
破産者　株式会社ワールドオーシャンファーム
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第５１６２号
栃木県小山市駅南町４丁目25―７―102
破産者　黒岩　　勇
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１号
岐阜県土岐市泉が丘町５丁目118番地
破産者　水野　　正
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１５７号
静岡県焼津市西島522番地
破産者　バンセイ電機有限会社
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７５号
名古屋市瑞穂区川澄町３丁目24番地１
破産者　有限会社八田ホビー
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５号
大分市錦町１丁目15番13号
破産者　有限会社米倉水道
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第９９号
岐阜県海津市南濃町吉田201番地１
破産者　ダイカホームズ合資会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４号
宮城県黒川郡富谷町成田７丁目26番地23、開始決定時の住所宮城県黒川郡富谷町成田７丁目28番地33
破産者　小泉　拓学
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
静岡市葵区瀬名１丁目９番９号、開始決定時の住所静岡県焼津市中島556番地の４
破産者　木村　和夫
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４号
静岡県浜松市浜北区上島１番地の110、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区西山町1452番地の８
破産者　伊藤　英三
1　決定年月日　平成24年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係